

平成 26 年 11 月 11 日

各 位

会社名 セイノーホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 田口 義隆
(コード番号 9076 東証第 1 部、名証第 1 部)
問合せ先 経理部・財務 IR 部 統括部長 野津 信行
(TEL. 0584-82-5023)

自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、下記のとおり自己株式の取得に係る事項を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

2. 取得に係る事項の決定

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 6,000,000 株 (上限)
(自己株式を除く発行済株式総数の 3.02%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 5,000 百万円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 平成 26 年 11 月 17 日から平成 27 年 2 月 27 日 |

(ご参考) 平成 26 年 10 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行株式総数 (自己株式を除く)	198,931,554 株
自己株式数	8,748,229 株

以上